

## 〔R0422〕 建築士法

建築士事務所の管理建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 管理建築士は、建築士事務所において、業務の内容に応じて必要となる期間の設定や、受託しようとする業務を担当させる建築士の選定などの技術的事項を総括する。
2. 建築士事務所の開設者が、管理建築士の退職後に代替りの管理建築士を置かなかった場合、その建築士事務所の登録は取り消され、その開設者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される。
3. 管理建築士が建築基準法の違反によって免許取消しや業務停止等の処分を受けた場合、その処分が自宅の設計など建築士事務所の業務によらないものであっても、当該建築士事務所は閉鎖処分の対象となる。
4. 一級建築士事務所に置かれる管理建築士となるための業務要件としては、一級建築士として3年以上の建築物の設計や工事監理等に従事することが求められる。

〔R0422〕 正答 4

1. 正しい。士法24条3項により、管理建築士は、建築士事務所において、「業務の内容に応じて必要となる期間の設定(同項一号)」や、「受託しようとする業務を担当させる建築士の選定(同項二号)」などの技術的事項を総括する。
2. 正しい。士法26条1項二号により、都道府県知事は、建築士事務所の開設者が士法23条の4第1項十号(管理建築士を欠く者)に該当した場合、建築士事務所の登録を取り消さなければならない。さらに、士法37条十号により、士法24条1項(管理建築士を置く義務)に違反した場合、開設者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される。
3. 正しい。士法26条2項四号により、管理建築士が士法10条1項一号(建築物の建築に関する法律に違反)の規定による処分を受けた場合、その処分が建築士事務所によるか否かを問わず、都道府県知事は、建築士事務所に対して、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて事務所の閉鎖を命じ、又は事務所の登録を取り消すことができる。
4. 誤り。士法24条2項及び規則20条の4により、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となるための業務要件としては、建築士(一級建築士、二級建築士又は木造建築士)として3年以上、建築物の設計や工事監理等に従事することが求められる。必ずしも一級建築士として3年以上の実務経験は求められていない。例えば、管理建築士である二級建築士が一級建築士の免許を取得した場合は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となることができる。